

「困ったなあ」

「答ええます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

知人の子供を引き取って 実子として育てたいのですが…

私たちが夫婦は結婚して15年になります。共働きだし、当初自然に任せていたところ長く妊娠しないので、家内が30歳も過ぎてから、不妊治療を始めました。ところが何度やってもうまくいかず、体力的にも時間的にもきついし、家内もまもなく40歳になるので、この辺で子供を持つことは諦め、あとは夫婦2人で生活していこうねと話合っていました。

ところが最近、家内が長く親しくしているご夫婦の、家内も可愛がっている高校生の娘さんが、望まぬ妊娠をしてしまい、中絶時期も逃してしまったので出産するが、でもその後どうす

ればよいのだろうかと一家で頭を抱えていることが分かりました。相談されて、家内はびんと来たというのです。これもきつと何かのご縁だ、無事に出産してさえもらえればあとは引き取って私たちの子供として育てさせてほしいと。家内はすっかりその気になってさらさらしているし、何より素性の知れた家の子供さんなので、私も俄然その気にな

りました。
我々の決心はもうついたので、あとは手続きです。養子縁組は簡単ですが、せっかく赤ん坊から育てるので、戸籍上も私たちの本当の子供として育てられればと思うのです。そのため特別養子縁組という制度があると聞いているので、いろいろ聞きましておこうと思いました。



ご夫婦の決心が固まり、相手方も納得して喜んで下さるのであれば、生まれてくる子供さんにとつてもそれはきつと素晴らしいことだと思います。

ご相談の場合、普通の養子縁組でも家裁の許可が必要です。養親と実親の調査をしてその同意も確認するので、所要1〜2カ月。戸籍には養子（養女）と記載され、実親の記載も残るし、その相続・扶養関係も残ります。離縁も離婚同様、要件さえ整えば可能です。

対して、菊田医師の赤ちゃんあっせん事件を契機として昭和62年に制度化された特別養子縁組（民法817条の2〜11）は、養親のみが親となり、戸籍には「長男（長女）」と記載されます。年350件程度あるようです。子の福祉の観点からのみ認められるので、「父母による監護が著しく困難又は不適当である場合など特別の事情がある場合」に限られ、離縁は子側から、養親の虐待といった場合にのみ認められます。

家裁に申立て後、半年の試験

養育期間を経ます。この間家裁調査官がついて、様々な報告をしなければならぬし、来訪調査もあります。実親は高校生で、相手と結婚もできない状況のようですが、その両親もまだお若くて資産もおありのようなので、その子を自分たちの養子にするなり何なりして育てられないのかといった質問も、当然ながら実親側調査の際になされるかと思えます。調査官・裁判官の考え方にもよりますが、調査結果次第では、許可の審判が下りないかもしれません。

思います。実は戸籍には「〇年月日、民法817条の2による裁判確定」旨の記載がなされる扱いなので、戸籍を見れば実子でないことは一目瞭然なのです。また特別養子縁組の多くが、児童相談所や民間のあっせん機関を通して、実親とまったく面識がない場合がほとんどなのですが、ご相談者の場合は、関係を完全に断つわけにもいかないでしょ。

もちろんすべての親子関係がそうであるように、どれだけ愛情を注いで育てたかにかかわらず、子育ては、血の繋がった子でも大変なので、よほどの覚悟が必要であることも申し上げておかねばなりません。

特別養子縁組には家裁の許可、調査期間があります。 実子として育てるには、よほどの覚悟が必要になるでしょう。